

別表C(2) 控除対象財産

事業 年度	自	平成22年4月1日	法人コード	A006521
	至	平成23年3月31日	法人名	財団法人日本調停協会連合会

※1 法人の管理運営に用いる財産については、事業番号の欄に「管」と記載してください。
 ※2 期首：申請書に添付した収支予算書の期首、期末：申請書に添付した収支予算書の期末

1. 公益目的保有財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業番号 (※1)	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		不可欠 特定財産 取得時期	共用財産 共用割合
					期首※2	期末※2		
1	普通預金	りそな銀行東京公務部、三菱UFJ信託銀行本店営業部及び住友信託銀行東京営業部	1 公	運用益を公益目的事業の財源として使用している	38,012,740円	176,000,000円		%
2	定期預金	住友信託銀行東京営業部、三菱UFJ信託銀行本店営業部及び中央三井信託銀行本	1 公	運用益を公益目的事業の財源として使用している	460,820,000円	429,670,000円		%
3	什器備品	PC5台、サーバー、事務所付帯設備一式	1 公	公益目的事業の用に供している	2,832,892円	2,160,892円		2-1, 2-2 70.0%
計(A)					501,665,632円	607,830,892円		

2. 公益目的事業に必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産

番号	財産の名称	場所 面積、構造、物量等	事業番号 (※1)	財産の使用状況 (概要、使用面積、使用状況等)	帳簿価額		共用財産 共用割合
					期首※2	期末※2	
1	什器備品	PC5台、サーバー、事務所付帯設備一式	1 他	その他事業の用に供している	202,349円	154,349円	1-3, 2-2 5.0%
2	什器備品	PC5台、サーバー、事務所付帯設備一式	管	管理運営の用に供している	1,011,747円	771,747円	1-3, 2-1 25.0%
計(B)					1,214,096円	926,096円	

3. 資産取得資金(公益のみ)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号	資金の目的	帳簿価額		公益目的 保有財産	共用財産 共用割合
				期首※2	期末※2		
		公		円	円		%
計(C)				0円	0円		

3. 資産取得資金(公益以外)(別表C(4)より)

番号	資金の名称	事業番号 (※1)	資金の目的	帳簿価額		共用財産 共用割合
				期首※2	期末※2	
				円	円	%
計(C)				0円	0円	

4. 特定費用準備資金(公益のみ)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 (※1)	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
1	第60回全国調停委員大会費用積立資産	1 公	毎年全国の民事・家事の調停委員を集め、調停委員の資質の向上及びより優れた技能の習得を目的とし、調停に関する講演、パネルディスカッション等を行う事業として、全国調停委員大会を開催しているが、第60回の全国調停委員大会は、調停制度と本法人設立の10年ごとの節目に当たり、特に本法人が世上言うところの還暦を迎えるため、これまでの10年ごとの記念事業にかえて加えて、より大規模な大会として予定している。	円	6,000,000円
計(D)				0円	6,000,000円

4. 特定費用準備資金(公益以外)(別表C(5)より)

番号	資金の名称	事業番号 (※1)	資金の目的	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
2	調停制度90周年・創立60周年記念事業費用積立資産	2 他	調停制度と本法人設立の10年ごとの節目に全国の民事・家事の調停委員を集め、開催する記念事業の大会であり、その際には、記念誌の刊行、また広く一般市民を対象にした調停に関する講演等も開催している。	円	15,000,000円
計(D)				0円	15,000,000円

5. 交付者の定めた用途に従い使用・保有している財産（1～4に記載した財産は含まれません。）

番号	財産の名称	事業番号 (※1)	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	円
計（E）				0円	0円

6. 交付者の定めた用途に充てるために保有している資金（1～4に記載した資金は含まれません。）

番号	資金の名称	事業番号 (※1)	交付者の定めた用途	帳簿価額	
				期首※2	期末※2
				円	0円
計（F）				0円	0円

控除対象財産の額（A～Fの合計）			期首※2	期末※2
			502,879,728円	629,756,988円

		期首※2
公益認定後に公益目的取得財産残額となることを見込まれる額（上記1～6の財産のうち、公益目的事業を行うために使用又は処分する財産の額の合計）	I	501,665,632円
Iのうち認定前に取得した不可欠特定財産の額	II	0円